

国立研究開発法人物質・材料研究機構 定年制職員評価実施規程

平成18年3月31日
18規程第17号

(目的)

第1条 国立研究開発法人物質・材料研究機構定年制職員の評価（以下「定年制職員評価」という。）は、定年制職員の人事評価に関する事項を定めることにより、定年制職員の目標及び成果を明確にし、能力及び経験に応じた適材適所の人事を図り、もって公正な処遇を行うことを目的とし、この規程及び別に定める要領により行う。

(評価を受ける職員)

第2条 定年制職員評価は、国立研究開発法人物質・材料研究機構定年制職員就業規則（平成18年3月31日 18規程第46号）第1条第1項に規定する定年制職員及び国立研究開発法人物質・材料研究機構キャリア形成職員就業規則（平成20年3月31日 20規程第16号）第1条第1項に規定するキャリア形成職員について行う。

(実施権者)

第3条 定年制職員評価を実施する者（以下「実施権者」という。）は、理事長とする。

(評価期間)

第4条 定年制職員評価に関する評価期間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 研究職本給表の適用を受ける職員（次号に規定する事務等専任・本務研究職職員を除く。）1月
1日から12月31日
- (2) 事務等専任・本務研究職職員（研究職本給表の適用を受ける職員のうち、事務部門等（技術開発・共用部門を含まない）若しくは運営室等の職の専任である者又はそれらの職を本務とする者（研究センター等の職を併任する者を除く）をいう。以下同じ。）1月1日から12月
31日
- (3) エンジニア職本給表の適用を受ける職員4月1日から翌年3月
31日
- (4) 事務職本給表の適用を受ける職員4月1日から翌年3月
31日

(評価者の指定)

第5条 定年制職員評価における第一次評価及び第二次評価は、別表に定める評価者が行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別の事由がある場合においては、実施権者は他の監督者を評価者に指定することができる。
- 3 第一次評価又は第二次評価を行う評価者は、評価を行う上で必要な場合には、

実施権者の同意を得て、被評価者となる職員に関係する職員から、当該被評価者となる職員の評価に関する意見を聴くことができる。この場合において、評価者は、当該関係する職員に対し、必要な範囲内で、被評価者となる職員の評価に関する情報を開示することができる。

(秘密の厳守)

第6条 定年制職員評価及びその事務に携わる者は、被評価者となる職員に評価結果の開示を行う場合及び前条第3項の規定に基づき関係する職員に情報開示を行う場合を除き、定年制職員評価に当たって知り得た事項を正当な理由なく他に漏らしてはならない。定年制職員評価及びその事務に携わらなくなった後においても、同様とする。

(記録書の保管)

第7条 定年制職員評価を記録した書類は、10年間保管するものとする。

附 則

1. この規程は、平成18年4月1日から施行する
(若手任期付研究職及び招聘型任期付研究職の評価)
2. 適用日の前日に、物質・材料研究機構職員給与規程(平成13年4月2日13規程第9号)の若手任期付研究職本給表若しくは招聘型任期付研究職本給表の適用を受けている職員の評価については、適用日以降も引き続き行うこととする。

附 則(平成19年2月15日 19規程第7号)

この規程は、平成19年2月15日から施行する。

附 則(平成19年3月26日 19規程第12号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年9月10日 19規程第54号)

この規程は、平成19年9月10日から施行する。

附 則(平成20年7月23日 20規程第71号)

1. この規程は、平成20年7月23日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

2. 前項の規定にかかわらず、第4条第2号の規定は、平成20年7月23日から施行し、平成20年1月21日から適用する。ただし、経過措置として、同号の対象となる職員の平成19年度の評価期間は平成20年1月末までとし、平成20年の評価期間は平成20年2月から平成20年12月とする。

附 則(平成20年12月1日 20規程第87号)

この規程は、平成20年12月1日から施行し、平成20年10月1日から適用する。

附 則(平成21年1月7日 21規程第1号)

この規程は、平成21年1月7日から施行し、平成20年12月1日から適用する。

附 則(平成21年3月23日 21規程第48号)

この規程は、平成21年3月23日から施行し、平成21年3月1日から適用する。

附 則(平成21年5月28日 21規程第86号)

この規程は、平成21年5月28日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成21年12月22日 21規程第124号）

この規程は、平成21年12月22日から施行し、平成21年11月30日から適用する。

附 則（平成22年11月22日 22規程第55号）

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成23年5月11日 23規程第58号）

この規程は、平成23年5月11日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年3月26日 24規程第11号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月24日 24規程第30号）

この規程は、平成24年4月24日から施行する。

附 則（平成24年6月19日 24規程第37号）

この規程は、平成24年6月26日から施行する。

附 則（平成24年7月31日 24規程第47号）

この規程は、平成24年8月1日から施行する。

附 則（平成25年3月26日 25規程第6号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月28日 25規程第19号）

この規程は、平成25年6月1日から施行する。

附 則（平成26年2月18日 26規程第17号）

この規程は、平成26年3月1日から施行する。

附 則（平成26年9月24日 26規程第35号）

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月24日 27規程第39号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月30日 27規程第115号）

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成28年6月3日 28規程第102号）

1. この規程は、平成28年6月3日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

2. この規程による改正後の定年制職員評価実施規程（次項において「新規程」という。）別表に規定する部門等中構造材料研究拠点に係る規定のうちチームの職員、チームリーダー、ラボ長及びラボ長補佐に係る同表の規定は、前項の規定にかかわらず、平成28年4月12日から適用する。

3. 新規別表に規定する部門等中領域に係る同表の規定は、第1項の規定にかかわらず、平成28年4月28日から適用する。

附 則（平成28年12月27日 28規程第147号）

1. この規程は、平成28年12月27日から施行する。

2. この規程による改正後の定年制職員評価実施規程別表に規定する独立研究者に係る規定は、前項の規定にかかわらず、平成28年10月11日から適用する。

附 則（平成29年2月24日 29規程第5号）

1. この規程は、平成29年3月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日 29規程第27号）

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月25日 29規程第34号）

この規程は、平成29年4月25日から施行し、平成29年4月1日から適用

する。

附 則（平成29年10月31日 29規程第53号）

この規程は、平成29年10月31日から施行し、平成29年9月26日から適用する。

附 則（平成30年2月27日 30規程第8号）

この規程は、平成30年2月27日から施行する

附 則（平成30年3月27日 30規程第16号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月12日 30規程第33号）

この規程は、平成30年6月12日から施行し、平成30年6月1日から適用する。

附 則（平成30年10月31日 30規程第45号）

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

附 則（平成31年3月26日 2019規程第30号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月9日 2019規程第33号）

1. この規程は、平成31年4月9日から施行する。

2. この規程による改正後の定年制職員評価実施規程別表備考第5条第3項の規定は、前項の規定にかかわらず、平成31年1月1日から適用する。

附 則（令和2年2月25日 2020規程第7号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日 2020規程第33号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月15日 2021規程第19号）

この規程は、令和3年4月1日に施行する。

附 則（令和3年4月6日 2021規程第33号）

この規程は、令和3年4月6日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和3年8月24日 2021規程第77号）

この規程は、令和3年9月1日から施行する。

附 則（令和4年3月22日 2022規程第7号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月28日 2023規程第35号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月28日 2024規程第15号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年6月10日 2024規程第27号）

この規程は、令和6年7月1日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

ただし、経過措置として、第4条第3号の対象となる職員の令和6年度の評価期間は令和6年1月1日から令和7年3月31日までとする。

附 則（令和7年3月7日 2025規程第4号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表

評価者の指定

組織	被評価者	第一次評価者	第二次評価者
	フェロー、マイスター、審議役、理事長特別補佐	担当理事（担当理事を定めていない場合は理事長。）	理事長
研究センター	センター長	理事長及び人事委員会	
	副センター長、上席研究員、分野長、独立研究者、准主任研究者、運営室長、プラットフォーム長	センター長	担当理事
	グループリーダー、チームリーダー	分野長（分野長を定めていない場合はセンター長。）	センター長（分野長を定めていない場合は担当理事。）
	グループの職員	グループリーダー	分野長（分野長を定めていない場合はセンター長。）
	チームの職員	チームリーダー	分野長（分野長を定めていない場合はセンター長。）
	プラットフォームの職員	プラットフォーム長	センター長
	運営室の職員	運営室長	センター長
	上記以外の職員	センター長	担当理事
技術開発・共用部門	部門長	担当理事	理事長
	副部門長、プラットフォーム長、代表、運営室長（センターハブに属しないものに限る。）	部門長	担当理事
	副プラットフォーム長、ユニットリーダー	プラットフォーム長	部門長
	ユニットの職員	ユニットリーダー	プラットフォーム長

	副代表、運営室長（センターハブに属するものに限る。）、センターハブの職員（運営室に属しないものに限る。）	代表	部門長
	運営室の職員	運営室長	部門長（センターハブに属する場合は代表。）
事務部門	部門長	担当理事	理事長
	副部門長、室長	部門長	担当理事
	室の職員	室長	部門長
	上記以外の職員	部門長	担当理事
直轄室	室長	担当理事（担当理事を定めていない場合は理事長。）	理事長
	室の職員	室長	担当理事（担当理事を定めていない場合は理事長。）

備考

- (1) 被評価者となる職員が複数の職を併任するときは、その本務とする職において第一次評価者及び第二次評価者となる者を、当該職員の評価者とする。
- (2) 研究職本給表の適用を受ける職員が（事務等専任・本務研究職職員を除く）、事務部門等、運営室等又は技術開発・共用部門の職を本務とし、研究センター等の職を併任するときは、前号の既定にかかわらず、当該研究センター等の職において第一次評価者及び第二次評価者となる者を、当該職員の評価者とする。
- (3) 複数の職を併任する職員の評価における評価者について、前二号の規定により難しいときは、実施権者の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。